議案第１号

選挙人名簿から抹消する者について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条第１号及び第２号の規定により、別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和８年６月１日　提出

富津市選挙管理委員会委員長　　鶴　岡　　隆

第１号該当　令和８年２月 28 日から令和８年５月 29 日までの死亡者
男　　103 名　　女　　89 名　　合計　　192 名

第２号該当　令和７年 11 月１日から令和８年１月 31 日までの転出者
男　　111 名　　女　　77 名　　合計　　188 名

第４号該当　誤載者
男　　３名　　女　　０名　　合計　　３名

議案第２号

選挙人名簿に登録する者について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第１項の規定により、別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和８年６月１日　提出

富津市選挙管理委員会委員長　　鶴　岡　　隆

転入者　令和７年 12 月２日から令和８年３月１日までに転入届をした者
男　　104 名　　女　　74 名　　合計　　178 名

達年者　平成 20 年３月３日から平成 20 年６月２日までに出生した者
男　　31 名　　女　　40 名　　合計　　71 名

令和8年6月1日現在　選挙人名簿登録抹消調書

１号　令８．　２．２８から令８．５．２９まで
２号　令７．１１．１から令８．１．３１まで

投票区	前回登録者			今回抹消者												今回登録者						補正登録者			市内異動									登録者		
				死亡（1号）			転出（2号）			在外移転(3号)			誤載（4号）			転入者			達年者						増			減			計					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	1,896	1,669	3,565	12	6	18	25	5	30	0	0	0	1	0	1	25	14	39	3	7	10				5	5	10	3	2	5	2	3	5	1,888	1,682	3,570
2	975	923	1,898	2	4	6	2	1	3	0	0	0	1	0	1	12	6	18	2	1	3				4	2	6	1	5	6	3	−3		987	922	1,909
3	1,943	1,722	3,665	12	5	17	17	9	26	0	0	0	0	0	0	13	7	20	5	8	13				7	2	9	9	6	15	−2	−4	−6	1,930	1,719	3,649
4	1,113	1,068	2,181	10	5	15	13	5	18	0	0	0	0	0	0	7	3	10	3	2	5				1	4	5	1	0	1	0	4	4	1,100	1,067	2,167
5	563	551	1,114	3	1	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	4	6	1	0	1				2	0	2	1	0	1	1	0	1	562	554	1,116
6	396	415	811	2	4	6	0	4	4	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1	0	1				0	1	1	0	1	1	0	0		397	408	805
7	1,225	1,205	2,430	5	7	12	7	9	16	0	0	0	0	0	0	6	5	11	2	2	4				3	6	9	2	3	5	1	3	4	1,222	1,199	2,421
8	957	811	1,768	1	2	3	9	5	14	0	0	0	0	0	0	7	2	9	0	0	0				0	1	1	2	3	5	−2	−2	−4	952	804	1,756
9	776	826	1,602	5	4	9	4	3	7	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3				3	0	3	2	1	3	1	−1		769	821	1,590
10	603	621	1,224	11	4	15	7	1	8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2				1	1	2	2	0	2	−1	1		584	620	1,204
11	893	891	1,784	7	6	13	1	5	6	0	0	0	0	0	0	2	2	4	3	1	4				5	3	8	6	5	11	−1	−2	−3	889	881	1,770
12	1,348	1,423	2,771	4	3	7	7	4	11	0	0	0	0	0	0	5	8	13	4	4	8				3	3	6	5	3	8	−2	0	−2	1,344	1,428	2,772
13	511	504	1,015	3	4	7	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4	8	0	1	1				1	1	2	2	0	2	−1	1		511	502	1,013
14	566	570	1,136	7	7	14	1	2	3	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1				0	1	1	0	0	0	0	1	1	559	564	1,123
15	789	821	1,610	2	4	6	3	1	4	0	0	0	0	0	0	4	5	9	1	3	4				2	3	5	2	2	4	0	1	1	789	825	1,614
16	646	667	1,313	3	5	8	3	10	13	0	0	0	0	0	0	2	2	4	1	0	1				0	1	1	1	3	4	−1	−2	−3	642	652	1,294
17	342	339	681	2	0	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	6	0	6	2	0	2				0	0	0	0	0	0	0	0		347	338	685
18	52	43	95	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0		50	42	92
19	485	496	981	0	5	5	2	4	6	0	0	0	0	0	0	2	3	5	0	2	2				0	0	0	0	0	0	0	0		485	492	977
20	182	183	365	1	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0		181	181	362
21	515	492	1,007	5	9	14	3	2	5	0	0	0	0	0	0	2	3	5	0	0	0				1	0	1	0	0	0	1	0	1	510	484	994
22	635	586	1,221	3	1	4	2	2	4	0	0	0	1	0	1	1	1	2	0	2	2				1	1	2	1	0	1	0	1	1	630	587	1,217
23	52	61	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	1	1	2	−1	−1	−2	51	60	111
24	41	39	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0		41	39	80
25	274	268	542	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	4				2	0	2	0	0	0	2	0	2	276	271	547
計	17,778	17,194	34,972	103	89	192	111	77	188	0	0	0	3	0	3	104	74	178	31	40	71	0	0	0	41	35	76	41	35	76	0	0	0	17,696	17,142	34,838
																																	増減	−82	−52	−134

１　地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項並びに第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数　697

２　地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数　11,613

３　市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数　5,807

議案第３号

地方自治法等の規定による直接請求に必要な選挙人の数の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第１項及び第 75 条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号）第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の 50 分の１の数、地方自治法第 76 条第１項、第 80 条第１項、第 81 条第１項及び第 86 条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の３分の１の数及び市町村の合併の特例に関する法律第４条第 11 項及び第５条第 15 項の規定による選挙権を有する者の６分の１の数を、それぞれ次のとおり定める。

令和８年６月１日　提出

富津市選挙管理委員会委員長　　鶴　岡　　隆

１　地方自治法第 74 条第１項及び第 75 条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の 50 分の１の数

697 人

２　地方自治法第 76 条第１項、第 80 条第１項、第 81 条第１項及び第 86 条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項の規定による選挙権を有する者の３分の１の数

11,613 人

３　市町村の合併の特例に関する法律第４条第 11 項及び第５条第 15 項の規定による選挙権を有する者の６分の１の数

5,807 人

議案第４号

在外選挙人名簿に登録する者に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年６月１日　提出

富津市選挙管理委員会委員長　　鶴　岡　　隆

専決第５号

専決処分書

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の６第１項の規定により下記の者を在外選挙人名簿に登録することについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第１項の規定により委員会を招集する暇がないと認め、専決処分をする。

令和８年３月 10 日

富津市選挙管理委員会委員長　　鶴　岡　　隆

記

氏　　名			
生 年 月 日		性別	
本　　籍			
最終住所地			
在　外　地			

専決第６号

専決処分書

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の６第１項の規定により下記の者を在外選挙人名簿に登録することについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第１項の規定により委員会を招集する暇がないと認め、専決処分をする。

令和８年３月 10 日

富津市選挙管理委員会委員長　　鶴　岡　　隆

記

氏　　名			
生 年 月 日		性別	
本　　籍			
最終住所地			
在　外　地			